

総務省告示第千二百三十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号の15ただし書の規定に基づき 無線測位業務を行う無線局の送信設備の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数を次のように定め 平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

- 1 無線測位業務を行う無線局の送信設備の帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数は、別図に示すとおりとする。なお、図中の40デシベル帯域幅及び必要周波数帯域幅の中心は、必要周波数帯幅が割当周波数帯の内側に全て含まれる範囲内において、移動させることができる。
- 2 40デシベル帯域幅（ B_{-40} ）は次の計算式により求めた値とする。

非FMパルス変調レーダー（拡散又は符号化パルス変調レーダーを含む。）

$$B_{-40} = \frac{K}{\sqrt{t \cdot t_r}} \quad \text{又は} \quad B_{-40} = \frac{64}{t} \quad \text{より求めた値でいずれか小さい値}$$

tは送信パルス幅[μs]とする。

t_r はパルス立ち上がり時間（ μs ）とする。ただし、パルス立ち下がり時間（ μs ）が立ち上がり時間よりも短い場合は立ち下がり時間とする。

Kは係数（空中線電力100kW以上は6.2、空中線電力100kW未満及び無線航行で2,900MHz

から3,100MHzまで並びに9,200MHzから9,500MHzまでの周波数の電波を使用ものとするものは7.6)とする。

注 立ち上がり時間について、係数が6.2の場合には約0.0094t又は係数が7.6の場合には約0.014tより小さい場合は、 $B_{-40} = \frac{64}{t}$ の計算式を適用する。

F Mパルス変調レーダー（周波数ホッピングを行うものを除く。）

$$B_{-40} = \frac{K}{\sqrt{t \cdot tr}} + 2(Bc + A / Tr)$$

Aは数字係数（K = 6.2の場合には0.105及びK = 7.6の場合には0.065）とする。

Bcは、周波数偏移幅（送信パルス期間内の全周波数変化幅をいう。以下同じ。）とする。

周波数ホッピングを行うF Mパルスレーダー

$$B_{-40} = \frac{K}{\sqrt{t \cdot tr}} + 2(Bc + A / Tr) + Bs$$

Bsは周波数がホップする範囲（MHz）とする。

非F M変調パルスを使う周波数ホッピングレーダー（拡散及び符号化パルス変調レーダーを含む。）

$$B_{-40} = \frac{K}{\sqrt{t \cdot tr}} + B_s$$

無変調 CW レーダー

$$B_{-40} = 0.0003 F_o$$

F_o は運用周波数 (MHz) とする。

FM / CW レーダー

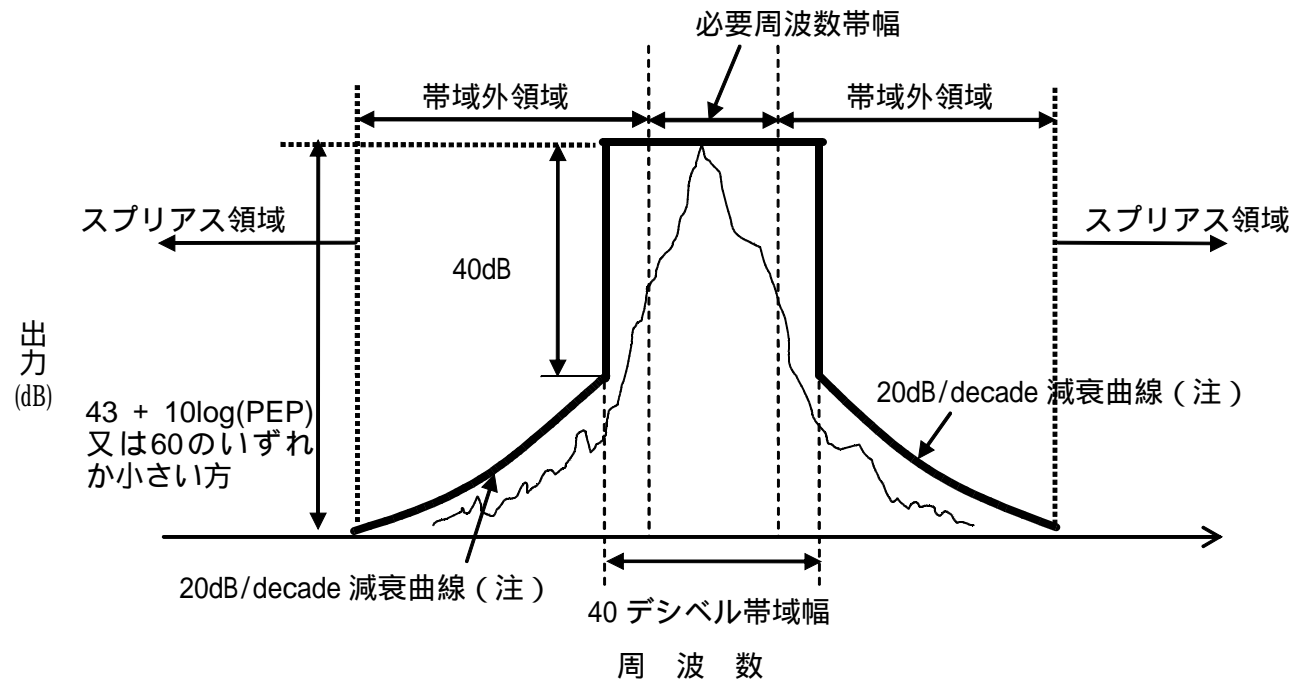
$$B_{-40} = 0.0003 F_o + 2 B_d$$

B_d は最大周波数偏位 (MHz) とする。

- 3 参照帯域幅は、次の表に定めるとおりとする。ただし、参照帯域幅が 1 MHz を超える場合は、参照帯域幅を 1 MHz とする。

変調区分	参照帯域幅 [MHz]
非符号化パルス変調 (固定周波数)	1 / パルス幅 (μs)
位相変調符号化パルスレーダー (固定周波数)	1 / 位相変調チップ長 (μs)
周波数変調及びチャープレーダー	$\sqrt{\frac{\text{周波数偏移幅 [MHz]}}{\text{パルス幅 } [\mu s]}}$

別図 一次レーダーのスプリアス領域



注：40デシベル帯域幅の境界（中心から50%）から500%まで対数関数的に20デシベル減衰する曲線。